

# 令和 7 年第 5 回議会臨時会会議結果

1 定例会・臨時会の別	第 5 回臨時会
2 開会	令和 7 年 1 月 24 日
3 閉会	令和 7 年 1 月 24 日
4 会期	1 日 (うち会期延長日なし)
5 議員の出席	出席 11 名 欠席 0 名
6 議案件数	8 件 (うち議員提出 0 件)
7 議決の状況	(1) 原案可決 8 件
8 その他	傍聴者 4 名
9 会議録の写し	別紙のとおり添付
10 議案書の写し	別紙のとおり添付

## 令和7年 第5回南幌町議会臨時会 会議録

令和7年12月24日(水)  
午前 9時30分 開会

### 1. 出席議員

1番	湯	本	要	2番	西	股	裕	司
3番	星	真	希	4番	熊	木	惠	子
5番	佐	藤	妙	6番	細	川	美	喜
7番	加	藤	真	8番	石	川	康	弘
9番	高	橋	修	10番	家	塚	雅	人
11番	側	瀬	敏					
			彦					

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 会議録署名議員

1番	湯	本	要	3番	星	真	希
----	---	---	---	----	---	---	---

### 4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	藤田	雅	章	議事係長	富木	孝	郎
------	----	---	---	------	----	---	---

### 5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	大崎	貞	二	教育長	西田	篤	人
監査委員	白倉	敏	美				

### 6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林	史	典	総務課長	笠原	大	介
まちづくり課長	斎藤	隆		住民課長	渡辺	広	貴
税務課長	砂田	隆	樹	保健福祉課長	谷藤	朋	代
保健福祉課参事	蛇沢	千	晴	産業振興課長	岩本	聖	
都市整備課長	黒島	滋	規	会計管理者	池畠	憲	一
病院事務長	渡部	浩	二				

### 7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴木	潤	也
--------	----	---	---

### 8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	笠原	大	介
-----------	----	---	---

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 山本篤

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

# 令和7年第5回南幌町議会臨時会会議録

12月24日

(午前9時30分)

議長 おはようございます。

本日をもって召集されました令和7年第5回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

## ●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

1番 湯本 要議員、3番 星 真希議員。以上、御両名を指名いたします。

## ●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、12月24日、本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は12月24日、本日1日限りと決定をいたしました。

## ●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和7年11月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

日程4 議案第72号から日程11 議案第79号の8議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程4 議案第72号 南幌町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程5 議案第73号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程6 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程7 議案第75号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程8 議案第76号 令和7年度南幌町一般会計補正予算  
(第5号)

●日程9 議案第77号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

●日程10 議案第78号 令和7年度南幌町病院事業会計補正予

算（第3号）

●日程11 議案第79号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）

以上8議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第72号から議案第79号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第72号及び議案第73号につきましては、いずれも令和7年人事院勧告に鑑み、議會議員、常勤特別職について、期末手当の支給率を変更するため、本案を提案するものです。

次に、議案第74号及び議案第75号につきましては、令和7年人事院勧告による国家公務員の給与改定を鑑み、本案を提案するものです。

次に、議案第76号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、物価高騰支援対策として実施する、生活応援チケット事業及び水道料金減免に係る長幌上水道企業団負担金の追加、並びに物価高対応子育て応援手当の追加、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高対応子育て応援手当支給補助金の追加、地域づくり総合交付金の減額、財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,453万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,328万3,000円とするものです。

次に、議案第77号 令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、歳入では、基金繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,383万6,000円とするものです。

次に、議案第78号 令和7年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加が主な理由です。

その結果、収益的支出では既定予算に673万4,000円を追加し、8億1,174万円とするものです。

次に、議案第79号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与の改定等に係る追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,527万円とするものです。

議案第72号から議案第75号につきましては総務課長が、議案第

議長  
総務課長

76号につきましては副町長が、議案第77号につきましては住民課長が、議案第78号につきましては病院事務長が、議案第79号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、初めに議案第72号、議案第73号の2議案について御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和7年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことなどを鑑みて、議會議員、常勤特別職について、期末手当に係る支給率の引き上げを行うものでございます。

なお、2議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第72号の説明をもって、議案第72号並びに議案第73号の説明とさせていただきます。

それでは、別途配付しております議案第72号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

期末手当、第5条第2項中、100分の230を100分の232.5に改めるものです。これにより、年間支給率が4.65か月となり、昨年度と比較して0.05か月分が引き上げられます。

次に、附則、期末手当の特例、第27項として、令和7年12月支給分の期末手当に、6月支給分の新旧支給率の差である0.025か月分を加算して支給することを加えるものです。

次に、附則、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

最後に、次ページかけまして、第2項は、期末手当の内扱については、改正前の条例の規定により、支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす規定です。

以上で、議案第72号、議案第73号の説明を終わります。

続きまして、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。令和7年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、職員の給与等の改定を行うもので、第1条は令和7年4月1日遡及適用分、第2条は令和8年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものでございます。

第1条関係は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き、俸給月額を平均3.3%増額し、さらに期末手当と勤勉手当を併せて0.05か月分引き上げるもので、また、自動車等使用者に対する通勤手当及び宿日直手当についても、国家公務員に準じて引き上げるもので、令和7年4月1日に遡って実施するものでございます。

第2条関係は、期末手当及び勤勉手当について、6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれの支給率の改正を行うもの

で、令和8年4月1日から施行するものです。

それでは、別途配付しております議案第74号資料 新旧対照表をごらんください。

最初に、第1条による改正、令和7年4月1日遡及適用分の説明をいたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

通勤手当、第10条の4第2項第2号中、次ページにかけまして、ハからワについて、国に準じて金額を改めるものです。

次に、宿直及び日直手当、第14条の2第1項中、4,400円を4,700円に改めるものです。

次に、期末手当、第16条第2項中、100分の125を100分の127.5に改め、同条第3項中、100分の125を100分の127.5に、100分の70を100分の72.5に改めるものでございます。次ページにまいります。

勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、100分の105を100分の107.5に改め、同項第2号中、100分の50を100分の52.5に改めるものです。ここでは、一般職及び暫定再任用職員に係る期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げ、結果、期末・勤勉手当の年間支給率を、一般職については4.65か月分、暫定再任用職員については2.45か月分とするものでございます。

次に、以降の別表については、第5条関係の給料表を改正するものです。

別表第1、3ページから7ページ下段にかけましては、行政職給料表（一）です。大卒採用職員の初任給を12,000円、高卒採用職員の初任給を12,300円引き上げ、これを踏まえて、全ての号給について所要の改定を行うものです。この表の3ページ、高卒初任給は1級5号級で188,000円を200,300円に、大卒初任給は、次ページ、1級25号級で220,000円を232,000円に改定されます。

次に、7ページ下段から11ページにかけましては、別表第4、医療職給料表（二）で、町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表です。

次に、11ページ下段から17ページにかけましては、別表第5、医療職給料表（三）で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。なお、医療職（二）及び（三）の給料表においても、行政職と同様の引き上げを行うものでございます。

次に、17ページ下段から18ページにかけましては、別表第6について、文言の整理を行うのです。続きまして、19ページをごらんください。

第2条による改正、令和8年4月1日施行分の説明を行います。

期末手当、第16条第2項中、100分の127.5を100分の126.25に改め、同条第3項中、100分の127.5を100分の126.25に、100分の72.5を100分の71.25に

改めるものです。

次に、勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、100分の107.5を100分の106.25に改め、同項第2号中、100分の52.5を100分の51.25に改めるものです。ここでは、第1条関係で説明しました令和7年4月1日遡及適用に係る一般職及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当あわせて0.05か月分の引き上げについて、令和7年度においては12月期分に加算して支給するとしたものを、令和8年度以降は、6月期と12月期において期末・勤勉手当の支給率の平準化を図り、均等に加算をして支給する改正です。

次に、次ページにかけまして、附則として、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3項、給与の内払については、第1条の改正前の給与条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす規定です。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

続きまして、議案第75号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。令和7年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことなどを鑑みて、第1号会計年度任用職員について、期末手当・勤勉手当に係る支給率の引き上げを行うもので、第1条は公布の日からの施行分、第2条は令和8年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものでございます。

第1条関係は、期末手当と勤勉手当をあわせて0.05か月分引き上げるもので、令和7年4月1日に遡って実施するものです。

第2条関係は、期末手当及び勤勉手当について、6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれ支給率の改正を行うもので、令和8年4月1日から施行するものです。

それでは、別途配付しております議案第75号資料 新旧対照表をごらんください。

第1条による改正、令和7年4月1日遡及適用分の説明を行います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

期末手当、第14条第3項中、100分の70を100分の72.5に改めるものです。

次に、次ページにかけまして、勤勉手当、第14条の2第3項中、100分の50を100分の52.5に改めるものです。ここでは、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げ、結果、期末・勤勉手当の年間支給率を2.45か月分とするものです。続きまして、3ページをごらんください。

第2条による改正、令和8年4月1日施行分の説明を行います。

第14条第3項中、100分の72.5を100分の71.25に改めるものです。

次に、勤勉手当、第14条の2第3項中、100分の52.5を100分の51.25に改めるものです。ここでは、第1条関係で説明しました令和7年4月1日遡及適用に係る、期末・勤勉手当あわせて0.05か月分の引き上げについて、令和7年度においては12月期分に加算して支給するとしたものを、令和8年度以降は、6月期と12月期において期末・勤勉手当の支給率の平準化を図り、均等に加算して支給する改正でございます。

次に、次ページにかけまして、附則として、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、手当の内払については、第1条の改正前の条例の規定により支給された手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす規定でございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

副町長。

それでは、議案第76号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の説明を行います。

初めに歳出から御説明いたします。予算書9ページをごらんください。

1款議会費1項1目議会費、補正額13万5,000円の追加です。議会運営経費で、議會議員期末手当を0.05か月分追加するものです。

次に、2款総務費1項1目一般管理費、補正額28万4,000円の追加です。一般管理経費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の一般事務職報酬、期末手当、勤勉手当、共済費を追加するものです。

7目交通安全対策費、補正額17万7,000円の追加です。交通安全対策推進事業で、次ページにかけて、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の交通安全推進員報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

9目職員給与費、補正額2,710万3,000円の追加です。職員給与費で、人事院勧告による国の給与法改正に鑑み、一般職、特別職、第2号会計年度任用職員の給与改定及び一般職職員異動について精査し追加するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額1億1,012万円の追加です。生活応援チケット事業で、次ページにかけて、エネルギー・食料品価格等の高騰対策として、町内の店舗で使用できる商品券1万円分を全町民に配付するもので、70歳以上の方に1人1万円、ひとり親世帯に対し1世帯1万円を上乗せして配付します。

なお、商品券につきましては、令和8年2月1日からの配付を予定し、使用期間は2月15日から9月30日までを予定しております。

3目高齢者福祉費、補正額11万9,000円の追加です。介護保

険特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額201万1,000円の追加です。後期高齢者医療事業で、職員の給与改定に伴う、会計年度任用職員の看護師報酬、期末手当、勤勉手当の追加、18節負担金補助及び交付金で、令和6年度後期高齢者医療広域連合負担金の精算分を追加するものです。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額2,602万円の追加です。物価高対応子育て応援手当支給事業で、次ページにかけて、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、児童手当支給対象児童を養育する父母等に、子ども1人当たり2万円を給付するものです。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額3万7,000円の追加です。母子保健事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の一般事務職報酬を追加するものです。

次に、3項1目上水道施設費、補正額2,825万円の追加です。長幌上水道企業団負担金で、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の経済的負担軽減策として、3か月分の水道基本料金の減免を行うもので、減免する水道料金相当分を長幌上水道企業団に対し負担するものです。次ページにまいります。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額20万2,000円の追加です。特別支援教育推進事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の特別支援教育学習支援員報酬、費用弁償を追加するものです。

次に、4項5目生涯学習センター管理費、補正額7万5,000円の追加です。生涯学習センター運営経費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の図書室職員報酬を追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。予算書8ページをごらんください。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額1億3,687万2,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生交付金です。

2目民生費国庫補助金、補正額2,602万円の追加です。2節児童福祉費国庫補助金で、物価高対応子育て応援手当支給補助金です。

次に、16款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額50万円の減額です。7節社会福祉総務費道補助金で、あつたか灯油支給事業に係る財源を変更するため減額するものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額3,214万1,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億9,453万3,000円を追加し、補正後の総額を80億9,328万3,000円とするものです。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第77号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会

議長  
住民課長

計補正予算（第2号）について御説明いたします。なお、今回の補正予算につきましては、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

初めに、歳出から説明をいたします。8ページをごらんください。

1款総務費5項1目収納率向上対策事業費、補正額17万7,000円の追加です。会計年度任用職員の一般事務報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

次に、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費、補正額12万5,000円の追加です。会計年度任用職員の看護師報酬、期末手当、勤勉手当を追加するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額30万2,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、補正後の総額を9億9,383万6,000円とするものです。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

病院事務長。

続きまして、議案第78号 令和7年度病院事業会計補正予算（第3号）を説明いたします。初めに、3ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、支出です。

1款病院事業費用1項1目給与費、673万4,000円の追加です。人事院勧告による国の給与法改正を鑑みて行う、医師や医療技術員、看護師、事務員及び再任用職員、会計年度任用職員の給与改定と、関連予算の執行状況による精査で、1節給料から、5ページの5節退職給付費までの追加となります。1ページにお戻り願います。

第2条です。病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額につきまして、病院事業費用673万4,000円を追加し、補正後の総額を8億1,174万円にするものです。

次に、第3条です。議会の議決を得なければ流用することができない経費のうち、給与費673万4,000円を追加し、5億848万8,000円にするものです。

以上で、議案第78号 令和7年度病院事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

保健福祉課長。

続きまして、議案第79号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

初めに、歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款総務費3項1目認定調査等費、補正額11万9,000円の追加です。職員の給与改定に伴いまして、介護認定調査等を行う会計年度任用職員の報酬及び期末手当等を追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金1項5目その他一般会計繰入金、補正額11万9,000円の追加です。職員の給与改定に伴いまして、会計年度任用職員の報酬及び期末手当の追加による一般会計からの事務費繰入金です。

議長

以上、歳入歳出それぞれ 11万9,000円を追加し、補正後の総額を9億8,527万円とするものです。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第72号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第73号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第77号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 令和7年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第78号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第79号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第79号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本8議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、議案ごとに行います。

議案第72号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第73号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第74号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第75号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第76号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第77号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第78号 令和7年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定をいたしました。

議案第79号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

（午前10時09分）

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことを  
ここに署名する。

議長\_\_\_\_\_

1番\_\_\_\_\_

3番\_\_\_\_\_